

会 務 月 報

第428号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第1回教育・情報委員会議事概要

日 時 平成30年10月11日(木) 14:30~17:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 庄司雅美

副委員長 舟幡 健

委 員 赤坂忠美、山崎良知、石井好治、寺前則彦、
坂本拓三、内田信介

担当副会長 堂田重明

事務局 居谷専務理事、前田、鈴木、東小川

【配付資料】

委員名簿

日事連 機構

資料1：平成30年度 教育・情報委員会事業計画

資料2：教育・情報委員会関係 外部委員あて職等一覧

資料3：法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）の実施状況等について

資料4：「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の実施状況等について

資料5：講習会Web受付システムの概要及び単位会採用一覧表

資料6：日本膜構造協会との共催による講習・施設見学会（福島県）の実施について

資料7-1：「建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン」を建築士事務所へ普及促進するための講習会企画書

資料7-2：「建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン」講習テキスト【サン

プル版】

資料8：平成30年度教育・情報に関する上半期事業報告

○委員名簿を確認した。一部修正の上、送付する。

→10月12日送付済み。【事務局】

○事務局から日事連の機構を説明した。教育・情報委員会の下部組織として、今年度「設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン普及促進ワーキンググループ(WG)」を設置した。昨年度までは「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会テキスト改訂WG」でテキストの大幅な改訂を行った。

○委員長挨拶、委員等紹介を行った。

1. 平成30年度事業計画の確認

・事務局から【資料1】を説明した。

・建築士資格制度改善についてはどの委員会で扱っているか。

[坂本]

→担当委員会は基本問題検討特別委員会と法制度対応特別委員会だが、委員会の新委員が決まる前であったため、実際には正副会長会、常任理事会、三会等で議論している。[前田]

2. 教育・情報委員会関係のあて職について

・事務局から【資料2】により、候補者を説明した。

○協議の結果、委員の交代について承諾され、手続きは事務局で行うこととした。

3. 法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）の実施状況等

・事務局から【資料3】により、法定講習の実施状況等について以下のとおり報告した。

・管理建築士講習は、上半期404名の受講があり、（公財）建築技術教育普及センター直轄の臨時講習では137名の受講があった。臨時講習は東京、福岡で行われた。

・建築士定期講習は、上半期6,820名の受講があり、建築士会では7,156名の受講があった。今年度からインセンティブ配賦の方法が変更になり、当該年度の受講申込者数と3カ年前の修了者数を比較し、95%を超えた場合は税抜き80円、100%を超えた場合は160円が単位会の委託費に加算される。

・両講習とも他の登録講習機関との競争により、受講者確保が

難しくなっている。受講促進のため、昨年度第4期からはインターネット申込みを開始し、また地方小規模講習の開催を単位会に働きかけている。

【質疑等は以下のとおり】

・委託費の値上げ交渉はしているか。現在の委託費はいつ決まったものか。建築士数が減っていることも鑑み、普及センターと交渉してほしい。〔庄司〕

→見直しの際には当然交渉している。現在の管理建築士講習の単位会委託費(税抜き4,618円)は平成28年度から、建築士定期講習の単位会委託費(税抜き530円)は平成27年度から適用された。〔事務局〕

・管理建築士講習を開催している単位会は少ないが、開催しているところは継続する方策を考えてほしい。〔庄司〕

4. 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会の実施状況等

・事務局から【資料4】により、開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会の実施状況等について以下のとおり報告した。

・今年度は43単位会59会場で開催が予定されており、上半期は2単位会3会場で238名の受講があった。

・受講者の減少を受け、都道府県の建築士事務所指導要綱の有無を調査し、報告する。

【委員からの発言は以下のとおり】

・国交省で5年ごとの受講義務化が難しいということであれば、アプローチを変えて各単位会が自治体と調整していく必要がある。「登録・更新時に受講証明書が必要」など。北海道庁からは、連合会がいっせいに各自治体に文書を出した、というような裏づけが必要と言われている。〔庄司〕

・岩手、茨城、島根では登録・更新時に書類添付が必要である。〔赤坂、舟幡、坂本〕

・総合評価で点数がつけば、こぞって受けるだろう。〔坂本〕

・富山では、健全な事務所経営に必要なこと、知らないと大変なリスクになることを強調している。〔堂田〕

5. 講習会Web受付システムについて

・事務局から【資料5】により、講習会Web受付システムの概要を説明し、単位会の参加状況を報告した。

・「不参加」と回答した単位会に対して、費用はかからないこと、講習会ごとに参加・不参加の選択が自由であることなどを説明し、すべての単位会が「参加」となるようにしたい。〔庄司〕

・日事連としてeラーニングは考えていないか。〔庄司〕

→まだその段階ではないと考える。〔前田〕

6. 他団体との研修の協力開催等について

・【資料6】により、10月30日に予定している(一社)日本膜構造協会と共催の「膜構造・見学会&講習会」の概要を説明した。

・全単位会に周知し、東北地方の単位会には改めて電話でも会員への周知をお願いしているところであるが、申し込みが少ない状況である。興味がありそうな人がいれば委員もしくはブロック協議会を通じて、参加してもらうようお願いした。

7. 新講習について

・【資料7-1】により、「『建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン』を建築士事務所へ普及促進するための講習会」の概要を説明した。

・【資料7-2】により、テキストのサンプル版を示した。

・ガイドラインと併せてサンプル版を確認し、意見があれば10月22日までに事務局宛てに連絡することとした。

・【資料7-3】により、「防火設備定期検査業務および特定建築物定期調査業務基準に関する講習会」の実施状況等を報告した。

・都道府県によっては、行政等ですでに同様の講習会を開催しているため実施しない。

8. 〈協議事項〉平成30年度上半期事業報告

・【資料8】により上半期事業報告を協議した。

○原案のとおり承認された。

9. その他

・例えば「既存住宅状況調査技術者講習」を実施するにしても、日事連はなぜ取り組みや連絡が遅いのか。士会は動きが早い

ため、講習会などで受講者を取られてしまう。[石井]

・今後、会員の数が減少していくと会の運営が難しくなってくる。富山は三会が統合することになるだろう。[堂田]

・次回委員会は、平成31年2月5日(火)

13:30~16:00にWeb会議で開催することとした。

■第1回業務・技術委員会議事概要

日 時 平成30年10月11日(木) 14:30~17:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 西川英治(石川)

副委員長 栗田政明(埼玉)

委 員 渡邊啓宇(秋田)、臼井勝之(東京)、
乾彰宏(福井)、松村和夫(滋賀)、
宮本昌司(徳島)、井上 彰(大分)

担当副会長 伊藤光洋(山口)

事務局 居谷専務理事、千浜、野出、岡本

【配付資料】

委員名簿

日事連機構

資料1:平成30年度上半期事業報告(案)業務・技術に関する
こと

資料2:業務技術委員会レポート 建築士事務所の技術者人
件費等について

資料3:建賠保険加入者向け弁護士相談サービス(仮称)につ
いて

資料4:建築士資格制度改善勉強会 報告

資料5:建築士事務所の開設者がその業務に関して請求するこ
とのできる報酬の基準

資料6:平成30年度 適合証明技術者登録の新規・更新の登
録者数について

資料7:平成30年度既存住宅状況調査技術者講習

資料8:建築物の既存の塀(ブロック塀や礎積造の塀)の安全
点検について

資料9:社会資本整備審議会 第42回建築分科会及び第15

回建築環境部会 合同会議

-住宅・建築物の省エネルギー施策の現状と課題につ
いて

資料10:社会保険加入及び賃金の状況等に関するウェブアンケ
ート調査ご協力をお願い

資料11:第22回シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検
討会

議 事

1. 平成30年度上半期事業報告(案)業務・技術に関すること
について

○資料1により、平成30年度上半期事業報告(案)業務・技
術に関することについて、事務局より説明がなされた。協議
の結果、資料1の通り了承された。以下、協議内容。

・既存住宅状況調査技術者講習の収支は問題ないか。

→今年は予定より受講者が多く黒字であったが、来年度が厳
しいと予想される。3年で1クールとなっているため、来
年度の新規受講者数が最も少ない年と予想される。また、
更新講習は新規・移行講習よりも受講料を減額する必要が
ある可能性が高く、収支について検討する必要がある。

→更新講習と新規講習を一緒に行い、会場費を節約してはど
うか。

→適合証明技術者の講習と更新講習を同時に行うことを検討
している。

・既存住宅状況調査技術者講習について、事務所に所属して
いない場合は、業務を受けられないため資格をとっても業
務を受けられないという現状がある。業務を受けるための
要件を周知する等の対応が必要。

2. 建築士事務所の技術者人件費等について

○資料2により、一級建築士の賃金データ等の参考資料をレポ
ートとしてまとめ、会誌等に掲載する旨、事務局より説明さ
れた。協議の結果、資料2の通り掲載することで了承された。
以下、協議事項。

・告示15号の計算で使用する技術者単価Cは決められてい
たのではないか。

→公表されているのは、国土交通省が公共工事に定めているものである。

3. 建賠保険加入者向け弁護士サービス(仮称)について

○資料3により、建賠保険加入者向け弁護士サービス(仮称)について検討している旨、事務局より説明された。建賠保険加入者の会員を対象に、契約トラブルや事務所経営に関する法律無料相談を受けられるサービスで、“建賠保険の加入促進”や“会員増強につながる”という意見が出され、了承された。

4. 建築士資格制度の緩和について

○資料4により、設計三会からの「建築士資格制度の改善にかかわる共同提案」について、自民党建築設計議連の建築士資格制度改善勉強会において検討を行った旨、事務局より報告された。「建築士資格取得に係る実務経験の合理化」については早期の実現を目指すこと、その他の提案事項についても可能なものから実現を目指すべきと話し合われたことなどが説明された。実務経験の見直しについては、「建築士資格に係る実務経験のあり方検討会」が設置され、検討が行われている旨、説明された。以下、協議内容。

- ・建築士の実務要件については、建築士が確実に設計できる者であると一般の方にも判断できる資格とするためにも、設計経験を考慮した要件とすることが必要ではないか。

5. 告示15号改正の検討状況について

○資料5により、告示15号改正についての検討状況が、事務局より説明された。基本設計・実施設計・意図伝達の業務量の比率や、略算表の対象範囲の拡充等の見直しが行われる予定。告示の改正に合わせて技術的助言の発出や、補足説明のためのガイドラインが作成される予定。

6. 適合証明技術者の新規・更新の登録状況について

○資料6により、平成30年度適合証明技術者の新規・更新の登録状況について、事務局より説明された。昨年度の登録者数3,854人(追加登録を含む)に対して、今年度は3,360人の登録があり、平成26年度に対する平成28年度時の減り幅が1,000人程の減少だったことを踏まえると、今年は減り幅が縮小している傾向にあることが説明された。

7. 既存住宅状況調査技術者講習【新規講習】について

○資料7により、既存住宅状況調査技術者講習の新規講習の実施状況及び講習修了者数について、事務局より説明された。9月より、既存住宅状況調査技術者講習のWeb申込を開始している。現在下半期の講習を行っており、12月12日まで講習を行う予定。

8. 建築物の既設の塀(ブロック塀や組積造の塀)の安全点検について

○資料8により、大阪北部地震による塀の倒壊被害を受けて、国交省から特定行政庁に対し、所有者等に塀の安全対策についての注意喚起が要請された旨、事務局より説明された。また、関係団体による連絡協議会が設置され、「ブロック塀等の安全性確保に向けた行動指針」が定められ、行動指針に基づき、相談窓口が各団体に設置された旨、国土交通省ホームページで公開されている。

9. 社会資本整備審議会・環境部会からの課題に対する低炭素・省エネルギー化対応WGでの検討について

○資料9により、社会資本整備審議会 第42回建築分科会及び第15回建築環境部会 合同会議において、住宅・建築物の省エネルギー施策の現状と課題について検討が開始された旨、事務局より報告された。今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について、次の部会で各団体の委員より課題提起を行うこととなり、低炭素・省エネルギー化対応WGを開催して、今後の課題について議論した旨が説明された。

10. 社会保険の加入及び賃金の状況等に関するウェブアンケート調査について

○資料10により、社会保険の加入及び賃金の状況等に関するウェブアンケート調査が国交省により行われる旨、事務局より報告された。民間工事も含め、元請企業から下請企業に至るまで、社会保険の加入状況、法定福利費の支払い状況や賃金の状況等の実態について調査することにより、社会保険加入対策の取組の結果を評価するとともに、課題を整理して追加的に必要な施策等を検討するための基礎となるデータを作成することを目的としている。

11. シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会について
○資料11により、厚生労働省において設置されたシックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会で、室内空気中化学物質の指針値についての改定案が検討されている旨、事務局より説明された。今後の予定として、9月から10月にかけてパブリックコメントを実施し、12月にパブリックコメントの結果を踏まえた取り纏めを行う予定。

12. その他事項

- ・行政において、設計や監督を行う場合がある現状で、公務員が管理建築士講習を受けなくて良いというのは問題ではないか。
→建築士法上、市役所は建築士事務所ではないため、受講しなくて問題はない。
→義務付けた方がよいのではないかと。定期講習の範囲を広げた方がよいのではないかと。
- ・現在、建築士の実務経験算定要件が厳しすぎるため、算定要件を緩和した方がよいのではないかと。
→範囲の限定が難しい上に、証明する者の定義も難しい。

13. 今後の予定

次回よりWeb会議を実施。原則、委員長のみ日事連での出席とし、委員においては各単位会にてWebを通じて出席もらう旨、事務局より説明された。

次回日程

平成30年1月22日（火）14:00～16:30

（Web会議）

■第44回建賠保険等調査専門委員会議事概要

日時 平成30年9月27日（木） 14:00～16:30

場所 日事連会議室

出席者 委員長 白井 勇

副委員長 栗田政明

委員 加藤義道、鳴海義一、古谷雄一

ワグザバー 辻 哲朗、中川孝昭（日事連サービス）

野口紘一、中嶋直樹、長谷尚人（東京海上日動）

事務局 居谷専務理事、前田、千浜、岡本

欠席者 ワグザバー 伊藤 剛（日事連サービス）

<配付資料>

- ・委員名簿
- ・第43回建賠保険等調査専門委員会議事概要
- ・資料1-1 建賠保険の加入状況について
- ・資料1-2 インспекション賠償責任保険加入状況
- ・資料2 建賠保険の諸状況の分析について
- ・資料3 建賠保険の支払い事例について
- ・資料4 建賠保険の改定案について
- ・資料5 来年度の建賠保険募集について

<議 事>

議題1. 建賠保険の加入・支払い等の状況について（資料1-1、1-2）

（1）建賠保険の加入の状況について

○日事連サービス社氏より、資料1-1、1-2により、平成30年5月～8月までの建賠保険・インспекション賠償責任保険の加入状況について報告がなされた。

・建賠保険の加入状況について、平成30年8月末で会員4,199事務所、非会員2,974事務所の加入数であり、会員事務所の加入率が28%となった。加入率30%を超えられるようにサービス改善に取り組み、併せて各講習会内で建賠内容の説明を少しでも多く実施していきたい。

・インспекション賠償責任保険の加入状況について、全体として大きく増えていないが、説明会を実施した埼玉、長野については加入率が上がっている。保険料についても現状30万円程度に留まっており、ほとんどの事務所が最低保険加入金額の1万円での加入となっている。事故報告は現在なし。

○日事連サービス中川アドバイザーより、加入状況についての補足説明がなされた。

・資料1-1の5月時点での加入状況について、合計97人の減少という結果が出ているが、毎年5月初旬に口座引き落としの最終結果が固まるので、それが反映される。残念ながら毎年100件近くの不継続者が出る。その点では、今年に限っ

たことではない。辞める人の多くが、入札等の条件で必要のために一時的に入るという事例が多く、新規で入った人が辞めている状況である。

○資料1-1、1-2の説明に対して、以下のような意見が出された。

→建賠保険があるから日事連に入ったという人もいるため、日事連と建賠保険のシステムが上手く噛み合うように、整備する必要があるのではないかと。

(2) 建賠保険の支払い状況について

○東京海上・野口氏により平成30年6～8月の支払い事例8件について資料3により報告された。概要は以下の通り。

- ・NO. 1356・日本そば店の空調機器選定の誤り(建築設備機能担保特約)
- ・NO. 1339・組積材の白華現象が著しく、表面材が剥離(建築物の滅失、破損)
- ・NO. 1361・まぐさ材周辺の目地及び組積材にクラックが発生(建築物の滅失、破損)
- ・NO. 1345・平成30年1月福井県豪雪時、屋根雪が滑り落ちてアルミバランダを直撃しアルミ柱、梁、アルポリック材が破壊(建築物の滅失、破損)
- ・NO. 1362・建物の一部にGLより下がった部屋(和室)があり、その部屋の床下に雨水が侵入し、クロスや床タタミ、プラスターボードにカビが発生(建築物の滅失、破損)
- ・NO. 1323・建築用途確認ミスにより、グループホームとしての確認が下りなかった(法令基準未達時補償)
- ・NO. 1316・避難通路の有効幅員 2.0m を確保できなかったため手直しが必要(法令基準未達時補償)
- ・NO. 1313・工場作業場に設置した空調機から漏水して被害が発生(建築設備機能担保特約)

○支払状況について次のような質疑がなされた。

【NO. 1339】

- ・メーカー補償等はなかったのか。

→補償がない会社の材料を使用したため、なかった。

【NO. 1345】

- ・勾配を必要最小限の 5/100 に抑える設計自体も問題ではないか。

- ・違反建築物に対しても補償してよいのか。

→違反建築物を対象とした減額規定等を設けた方がよいのではないかと。

【NO. 1362】

- ・雨水侵入防止対策がなかったことは施工者にはわかるはず。施工者責任は2割ではなく、もっと大きいのではないかと。

→非専門の事務所で事故が起こった際、施工で払えない分を建賠で払わなければならない危険性がある。

- ・地盤面より低いとどうしても雨水が侵入してしまう。設計ミス。

- ・瑕疵担保期間の10年の間に、再度起きるのではないかと。

→再発した場合、補償を断った方がよいのではないかと。

→改修内容の精査を行った後に判断されるため、再発だからとすぐに断ることができない。

【NO. 1323】

- ・元請設計者の責任は4割でなく、もっと大きいのではないかと。

→決断を下したのが被保険者であるため、元請設計者の責任は4割としている。

【NO. 1316】

- ・条例についても法令基準未達の補償対象となるのか。

→条例は関係法令に含まれるため、補償対象となる。

【NO. 1313】

- ・滅失、破損が生じているので、建築設備機能担保特約ではないのではないかと。

→建築家職業危険特別約款での対象の間違いであった。

- ・資料からは、設備設計・工事業者が別にいたと考えられる。被保険者は設備設計を行っていないのではないかと。その場合、負担割合が大きすぎるのではないかと。

・この資料は建賠事故審査委員会にはかからないのか。

→非会員なので、かからなかった。

【その他】

・設計者と施工者が同一の場合、どのように対応しているのか。

議題2. 建賠保険の諸状況の分析（資料2）

○資料2により、建賠保険の諸状況の分析を行った内容について、日事連サービス辻氏より報告された。主な内容は以下のとおり。

- ・保険料が増額しているのは、オプションができた際に、オプションに加入する方が多くいたため、保険料が増えている。
- ・北海道は雪の問題が毎年のように発生し、支払いについても毎年支払われている。この状況を踏まえ、北海道での建賠保険の加入促進を求める必要がある。
- ・平成26年の新潟の支払いが多いのは、朱鷺メッセの連絡歩道橋落下事故の支払いがあったため。
- ・会員のみの損害率については19%と低くなっている。
- ・加入タイプ別オプション加入については、Eタイプで約50%、規模の大きい事務所が補償を厚くと考え加入するHタイプで約20%の加入状況である。構造基準未達のオプションにはHタイプの約43%が加入している。
- ・平成27年～平成29年の3年間の4月～3月のデータに基づき得られた支払保険金分析では、構造基準未達による事故が発生すると、一気に損害額が大きくなってしまふことがみとれる。

○意見交換を行い、以下のような意見が出された。

- ・小さい事務所では、一番下位のプランのDタイプでも5千円ではオーバースペックではないか。
- 以前はA～Cタイプもあったが、最低保険料を3万円とする際にA～Cタイプとするメリットがなくなってしまったため、廃止した。また、対人賠償についても、自賠償の対人補償の額を参考とすれば、5,000万円を確保できるため問題ないと考えている。

→最低保険料を引き上げたのはなぜか。

→支払額が非常に多くなり、カバーしきれなくなった時期があり、その際に引き上げた。

→現在余裕があるのであれば、下げたプランを作ってもよいのではないか。

議題3. 建賠保険の改定案について（資料4、5）

○資料4により、建賠保険の改定案について、東京海上日動の長谷氏より説明がなされた。主な内容は以下のとおり。

- ・2020年4月実施予定と位置づけ、計画している。
- ・提案内容は以下の8点
 1. 設備機能不発揮の対象拡大
 2. 支払限度額、免責金額、縮小てん補割合、の設定見直しや新タイプ追加
 3. 工事監理業務の対象拡大
 4. 修理時のグレードアップ分の補償
 5. 基礎数字を「完工高の数%」とするか。
 6. 弁護士相談サービスの新設（年1回、1時間以内、無料）
 7. 保険プランのタイプ化
(設計費に対して算出している保険料を、設計費の幅で保険料を設定し、定める案)
 8. 廃業担保の対象拡大・期間拡大
- ・目的は日事連の事業への貢献及び建賠保険の加入メリットの追加。

○意見交換を行い、以下のような意見が出された。

- ・弁護士サービスについては賛成。ただし1時間では短いのではないか。
- 事前に質問シート等を作成するようにし、1時間以内で相談が完結するように仕組みを構築中。
- ・弁護士サービス内で建築的な相談については対象外か。
- 対象内。案内文に「建築的な相談はもちろん」等、明示するようにする。
- ・廃業担保の対象拡大・期間拡大についても賛成。今後需要が増えることが想定される上、施主の安心にも繋がるのではないか。

→会員増強にもつながると考えられる。

- ・設備機能不発揮の対象拡大について、消防設備以外はメーカー保証の範疇ではないか。

→設置スペースの不備等が考えられるため、提案している。

- ・支払限度額、免責金額、縮小してん補割合の設定見直しや新タイプ追加についても賛成。研究を行い、整備する余地ありと考える。
- ・工事監理業務の対象拡大、修理時のグレードアップ分の補償について今回は判断しかねる。
- ・基礎数字を完工高の数%とするかについて、設計事務所は完工高を把握しきれないのではないか。
- ・保険プランのタイプ化については賛成。同時に目玉となるプランを作成した方がよいのではないか。例として入会金無料等。
- ・無事故の特例がわかりづらいのではないか。等級等を定め、特例の調整もした方がよいのではないか。
- ・弁護士サービスについてはそのまま進め、改定案については意見があれば事務局に送り、事務局にて取りまとめた後、東京海上日動に送付する。

○資料5により、建賠保険募集について、日事連サービス社氏より、ネット申込を2019年4月より開始の旨、説明がなされた。

今後の委員会開催日程について

【次回委員会】第45回委員会 12月12日(水)

14:00~16:30

■第1回災害対策特別委員会議事概要

日時 平成30年9月20日(木) 13:30~15:30

場所 日事連会議室

出席者 委員長 佐野吉彦

委員 遠藤正幸、山本康一郎、伊藤光洋、岩本茂美、南孝雄

事務局 居谷専務理事、前田、鈴木、東小川

欠席者 委員 渡邊武、児玉耕二

〈配付資料〉

委員名簿

資料1 : 災害における建築団体の支援体制について(佐野委員長)

資料2 : 静岡県・災害対策資料(遠藤委員)

資料3 : 士業・専門家の災害復興支援 阪神・淡路まちづくり支援機構附属研究会編 —— 建築分野抜粋(山本委員)

資料4 : 災害対策特別委員会資料(岩本委員)

資料5 : 災害対策特別委員会メモ(児玉委員)

資料6 : 平成30年北海道胆振東部地震による被害状況等及び新聞記事(北海道会)

資料7 : 建築相談窓口の開設に係る関係団体協議会資料(広島会)

資料8 : 第1回 ブロック塀等の安全性確保に向けた関係団体連絡会議関係資料

参考資料1 : 全国被災建築物応急危険度判定協議会関係資料

参考資料2 : 応急危険度判定士の派遣協力に関する協定書—大阪府と建築4会(佐野委員長)

参考資料3 : 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会関係資料

〈議事〉

1. 趣旨と研究課題の確認(佐野委員長あいさつ)

- ・任期は2年。毎年度、成果を出す。
- ・【資料1】により、理事会の決定事項である研究課題の確認をした。
- ・【事前資料：災害対策特別委員会委員の皆様へ】により、平成30年度の委員会運営方針を確認した。
- ・単位会に対する支援の方法・期間など、日事連としてのルールづくりをしたい。

2. 災害にかかわる経験とそこから得た知見や課題(各委員からの状況報告)

○南委員

- ・熊本地震ではボランティアによる業務が多く、設計事務所

は経営的に疲弊してしまった。

- ・ 2度の地震でパニックになり、何から手をつければよいかわからなかった。何かシナリオがあれば、時間のロスがなかったかもしれない。誰かが方向性を出さなければいけないと感じた。
- ・ 人手が足りず、福岡会や大分会から支援があった。
- ・ 地震から2年半近く経ったが、更地のままで新しい建物が建たない。高齢者夫婦がこれからお金をかけて家を建てる意欲はないだろう。そうした社会的構造や地理的構造に対して、事務所協会が働き掛けるようなことができないか。

○岩本委員

- ・ 応急危険度判定や罹災証明の性質と時系列を理解することが重要。
- ・ 初期はボランティアになってしまうが、長期的には建築士事務所が経営できる状況をつくらなければいけない。
- ・ 九州・沖縄ブロックでは、若手への継承について議論している。
- ・ 元に戻すことだけが復興ではない。都市の戻し方を考え、プラスアルファの仕組みをつくる視点に立ち、丁寧に復興を考える。

○伊藤委員

- ・ 若手のボランティア人員が少ない。
- ・ 山口県は比較的災害が少ないため、地震保険の加入率や災害に対する意識が低い。

○佐野委員長

- ・ 【参考資料2】により、大阪の4会で結んだ協定書を示した。調査報告のレベル、単価が異なることについては、団体間で調整しておく必要がある。
- ・ 今回の大阪の台風（平成30年台風第21号）では、JR西日本が早い時期に運休を決めたが、動いて入れれば被害はもっと大きかっただろう。建築の堅牢性（ハード面）と運営上（ソフト面）の2つの危機管理がある。
- ・ 【資料1】の「安定的な体制作りと課題」について、建築団体としては善意による行動には限界がある。イギリスや

フランスでは、NPOやNGOが災害時の復興に対して建築の専門家を別団体で整えている。

○遠藤委員

- ・ 【資料2】により、静岡県における地震災害への備えを示した。
- ・ 静岡会では、改修設計の防災協定を結んでいる。県と事務協、県と測量・土木の協会で結び、金額も決まっている。応急危険度判定も協定を結んでくれると良い。
- ・ 社団法人化した際5,000万円ほど貯め、支出目的はボランティア活動を賄うためとしている。
- ・ 被災地から距離のある地域では、宿泊の手配などの応援体制をどうすれば良いか。

○山本委員

- ・ 『これからの建築士事務所の経営と展望』（開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会テキスト）の「安全安心への取り組み」を参照してほしい。
 - ・ 土木は各県と各協会が協定を結んでいる。阪神大震災の際は、事務所協会とだけ協定を結ぶのは難しいという話だった。建築も他団体と協議会を設けて国交省などに働き掛けないと災害支援はボランティアに終始してしまう。「支援業務」という表現に変えてはどうか。
 - ・ 震災後3年間は復興需要があったが、その後20年間は公共の仕事がなく、建設業も設計事務所も廃業が相次いだ。震災後の建築士事務所の経営をどう支えていくかも議論していくべき。
 - ・ 災害基金は、災害の時にしか支出がないため扱いに困った。
 - ・ 機動的な判断で日事連がプッシュ型支援をする組織を送り込むのはどうか。
 - ・ 被災単位会は混乱しているため、マニュアルを提供するのが良い。
- #### ○居谷専務理事
- ・ 日事連として被災自治体は手が回らないような、焦点を絞ったプッシュ型支援を考えてもいいのではないか。
 - ・ 応急危険度判定などは時間が経てしまうと手順がわから

なくなるため、記録誌の存在が大きい。予行演習をしている団体もある。

- ・防災協定を組織的につくりたい。
 - ・被災地のバックオフィスがあれば良いのではないかな。
3. 委員会の運営方針と今後の進め方について
- ・（佐野委員長）自動的に緊急の組織が立ち上がるよう、手順や委員を決めておく。
 - ・（山本委員）日事連だけでなく各単体会にも組織をつくり、報告をもらう。
 - ・（岩本委員）J I Aの災害対策マニュアルは、時系列や組織のあり方について具体的に書いてあり素晴らしい。
 - ・（佐野委員）災害対策本部の本部長は日事連会長、副本部長は副会長。実務委員会として、特別委員会。本部長、副本部長が指示することに対して、本委員会でマニュアルなどを提供する。災害本部を立ち上げる判断は、被災単体会の会長が情報を収集・報告し、本部長と協議する。
 - ・（南委員）被災地では被害の程度がわからない。マスコミからの情報が一番早いのではないかな。
 - ・（岩本委員）東京が被災したらどうするか。大阪等に副対策本部を立ち上げる必要がある。連合会の副組織を大阪に置いた方が良いのではないかな。
 - ・（山本委員）データも二元管理でバックアップした方が良いのではないかな。
 - ・（居谷専務理事）日事連からの義援金について、単体会へのお見舞金100万、支援センター年間1,000万は妥当なのか。
 - ・（岩本委員）単体会で掛かった負荷の一定割合を負担するのが妥当ではないかな。その場合、被害の全貌が見えた時点で話し合う必要がある。単体会の間では、日事連を差し置いてお見舞金のやり取りをして良いかな。
 - ・（佐野委員長）年度末には提言書、もしくは会誌への連載などでまとめたたい。講演・啓発セミナーは、教育・情報委員会で話し合ってもらいたい。

○決定事項

- ・緊急時にアドバイスできるマニュアルを作成する。
- ・震災記録を収集・保存・整理する。
- ・義援金と災害支援金は分けて考える。単体会同士の義援金は、自由にして良い。
- ・各委員の役割は以下のとおり。
体制づくり、義援金・災害支援金のルール化→岩本委員、南委員
マニュアルの整備、プッシュ型支援の方法→遠藤委員、伊藤委員
情報提供→山本委員

○次回委員会は、平成30年11月14日（水）

10:00～12:00に、Web会議で開催することとした。

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成30年

- | | |
|--------|--|
| 11月20日 | 正副会長会
常任理事会 |
| 21日 | B I Mと情報環境WG
建築士事務所の業務環境改善WG
(Web会議) |
| 26日 | 青年WG |
| 28日 | 日事政研役員会
通常理事会 |
| 12月 5日 | 建築士事務所全国会長会議 |
| 12日 | 建賠保険等調査専門委員会 |

平成30年10月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 平成30年10月1日～10月31日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,762事務所
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	+ 5	1,025	4,406	23.3 %		265	25.9 %
青 森	- 2	178	953	18.7 %		41	23.0 %
岩 手	- 1	266	943	28.2 %		68	25.6 %
宮 城		346	2,016	17.2 %		74	21.4 %
秋 田		145	971	14.9 %		46	31.7 %
山 形	+ 6	185	1,163	15.9 %		57	30.8 %
福 島		241	1,619	14.9 %		67	27.8 %
茨 城		483	2,010	24.0 %	+ 2	159	32.9 %
栃 木		176	1,386	12.7 %		83	47.2 %
群 馬		189	1,717	11.0 %		93	49.2 %
埼 玉		497	4,884	10.2 %		127	25.6 %
千 葉	- 4	388	3,456	11.2 %		113	29.1 %
東 京	- 1	1,585	15,207	10.4 %	+ 1	557	35.1 %
神奈川	- 4	773	6,135	12.6 %	+ 1	203	26.3 %
新 潟	+ 1	313	2,308	13.6 %		135	43.1 %
長 野	- 1	418	2,150	19.4 %		115	27.5 %
山 梨		109	844	12.9 %		9	8.3 %
富 山		309	1,234	25.0 %	+ 1	60	19.4 %
石 川		305	1,301	23.4 %		56	18.4 %
福 井		222	970	22.9 %	+ 1	54	24.3 %
静 岡	+ 1	419	3,156	13.3 %		129	30.8 %
愛 知		559	5,118	10.9 %	+ 1	138	24.7 %
三 重	+ 1	182	1,181	15.4 %		62	34.1 %
滋 賀		183	1,157	15.8 %		35	19.1 %
京 都	+ 1	354	2,201	16.1 %		102	28.8 %
大 阪		799	6,478	12.3 %	+ 1	209	26.2 %
兵 庫	- 4	404	3,573	11.3 %		104	25.7 %
奈 良		105	932	11.3 %		21	20.0 %
和歌山		127	778	16.3 %		25	19.7 %
鳥 取		105	484	21.7 %	+ 1	46	43.8 %
島 根		118	601	19.6 %		61	51.7 %
岡 山		383	1,490	25.7 %		67	17.5 %
広 島		346	2,341	14.8 %		133	38.4 %
山 口		110	1,062	10.4 %		37	33.6 %
徳 島		106	851	12.5 %		14	13.2 %
香 川		95	1,094	8.7 %		18	18.9 %
愛 媛	+ 1	168	1,188	14.1 %	+ 2	43	25.6 %
高 知	+ 1	140	622	22.5 %		28	20.0 %
福 岡		468	3,662	12.8 %	+ 1	153	32.7 %
佐 賀		183	581	31.5 %		38	20.8 %
長 崎		252	859	29.3 %		43	17.1 %
熊 本		227	1,401	16.2 %	+ 2	101	44.5 %
大 分	+ 1	158	903	17.5 %		39	24.7 %
宮 崎		121	1,003	12.1 %		51	42.1 %
鹿 児 島		308	1,243	24.8 %	+ 1	83	26.9 %
沖 縄		189	1,284	14.7 %		63	33.3 %
計	+ 1	14,762	100,916	14.6 %	+ 15	4,225	28.6 %

※建築士事務所登録数は平成30年4月1日時点の数字である。